

神奈川県労働局 雇用環境・均等部内に改正育児・ 介護休業法に関する特別相談窓口を設置しています！

◎例えばこのようなご相談に対応しています。

- ・産後パパ休暇（出生時育児休業）ってどういうもの？・育児休業って何回まで分割できるの？
- ・その他、育児・介護休業法に関するご相談について、どんなご相談でも大丈夫です。

育児・介護休業法の改正ポイント

- 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化（令和4年4月1日施行）
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月1日施行）
- 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（令和4年10月1日施行）
- 育児休業の分割取得（令和4年10月1日施行）
- 育児休業取得状況の公表の義務化（令和5年4月1日施行）

（特別相談窓口）

開設時間 午前8：30～午後5：15（土日祝日、年末年始除く）

電話 045-211-7380

場所 神奈川県労働局 雇用環境・均等部 指導課

横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎13階

男性労働者・有期雇用労働者・中小企業事業主の方もお気軽にご相談ください！！

どなたからのご相談も受け付けています！
改正内容や現行制度のお問い合わせのほか、「育児休業を取得させてもらえない」等のご相談にも対応いたします。

